

(様式 1-3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | | |
|---|----|--------------|----------------|--|--------------|-------|
| NO. | 10 | 事業名 | 災害公営住宅家賃低廉化事業 | | 事業番号 | D-5-1 |
| 交付団体 | | 市 | 事業実施主体 (直接/間接) | | 市 (直接) | |
| 総交付対象事業費 | | 167,722 (千円) | 全体事業費 | | 167,722 (千円) | |
| 事業概要 | | | | | | |
| 入居者の居住の安定確保を図るため、災害公営住宅の低廉化を行う。 平成 26 年度までに管理の始まる戸数を 239 戸と見込む。 | | | | | | |
| ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください | | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | | |
| ＜平成 24 年度＞ 交付申請額積算及び申請事務 | | | | | | |
| ＜平成 25 年度＞ 交付申請額積算及び申請事務 | | | | | | |
| ＜平成 26 年度＞ 交付申請額積算及び申請事務 | | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | | |
| 災害により滅失した住居の居住者の生活再建を支援するために、災害公営住宅を整備する。 災害救助法に基づき設置供給される応急仮設住宅に入居する世帯は、プレハブ式に建築された住宅に約 1,800 世帯、民間賃貸住宅の借り上げによる住宅に約 700 世帯、計約 2,500 世帯に上る。 その世帯に意向調査を行いながら、建設場所、建設戸数、間取り等を決定しながら整備する。 ※区域の被害状況も記載して下さい。 | | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | | |
| | | | | | | |

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

| | |
|-----------|--|
| 関連する基幹事業 | |
| 事業番号 | |
| 事業名 | |
| 交付団体 | |
| 基幹事業との関連性 | |
| | |

(様式 1-3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|----------|-------------|-----|----------------|-------------|-------|
| NO. | 11 | 事業名 | 東日本大震災特別家賃低減事業 | 事業番号 | D-6-1 |
| 交付団体 | 市 | | 事業実施主体 (直接/間接) | 市 (直接) | |
| 総交付対象事業費 | 25,703 (千円) | | 全体事業費 | 25,703 (千円) | |

事業概要

災害公営住宅等に居住する入居者の家賃について、入居者が無理なく負担しうる水準まで減免する。

平成 26 年度までに管理の始まる戸数を 239 戸と見込む。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成 24 年度>

交付申請額積算及び申請事務

<平成 25 年度>

交付申請額積算及び申請事務

<平成 26 年度>

交付申請額積算及び申請事務

東日本大震災の被害との関係

災害により滅失した住居の居住者の生活再建を支援するために、災害公営住宅を整備する。

災害救助法に基づき設置供給される応急仮設住宅に入居する世帯は、プレハブ式に建築された住宅に約 1,800 世帯、民間賃貸住宅の借り上げによる住宅に約 700 世帯、計約 2,500 世帯に上る。

その世帯に意向調査を行いながら、建設場所、建設戸数、間取り等を決定しながら整備する。

※区域の被害状況も記載して下さい。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業

| | |
|------|--|
| 事業番号 | |
| 事業名 | |
| 交付団体 | |

基幹事業との関連性

| |
|--|
| |
|--|

(様式 1-3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|---|---------------|-----|-------------------------------|---------------|-------|
| NO. | 38 | 事業名 | 水産業共同利用施設復興整備事業(水産流通加工施設整備支援) | 事業番号 | C-7-2 |
| 交付団体 | 市 | | 事業実施主体(直接/間接) | 民間団体 | |
| 総交付対象事業費 | 7,934,603(千円) | | 全体事業費 | 7,934,603(千円) | |
| 事業概要 | | | | | |
| <p>大船渡市水産流通加工業復興方針に基づき、衛生管理体制の確保を基本条件とし、①水産流通加工業の集積②輸出拡大③産地間競争力の強化④安定的な経営の実現⑤地産地消・観光資源化⑥持続可能な水産業の形成、の個別方針を満たす水産流通加工施設※の整備を支援する。</p> <p>※水産物鮮度保持施設(製氷・貯氷施設、凍結施設、冷蔵施設)、水産物加工処理施設、水産廃棄物等処理施設(残さ処理施設、排水処理施設)、海水処理施設、地魚販売施設、品質・衛生管理高度化施設、高度流通情報総合管理施設</p> <p>※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください</p> | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | |
| <p><平成 24 年度></p> <p>大船渡市水産流通加工業復興方針に基づき、衛生管理体制の確保を基本条件とし、事業者を公募①水産流通加工業の集積②輸出拡大③産地間競争力の強化④安定的な経営の実現⑤地産地消・観光資源化⑥持続可能な水産業の形成、の個別方針を満たす水産流通加工施設※の整備を支援した。</p> <p><平成 25 年度></p> <p>平成 24 年度同様、大船渡市水産流通加工業復興方針に基づき、衛生管理体制の確保を基本条件とし、事業者を公募①水産流通加工業の集積②輸出拡大③産地間競争力の強化④安定的な経営の実現⑤地産地消・観光資源化⑥持続可能な水産業の形成、の個別方針を満たす水産流通加工施設※の整備を支援する。</p> <p><平成 26 年度></p> <p>事業の最終年であり、大船渡市水産流通加工業復興方針に基づき、平成 24 年度及び平成 25 年度に応募できなかった地魚販売事業者、小規模水産加工事業者等を公募し、これらを満たす水産流通加工施設の整備を支援する。</p> | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | |
| <p>水産業は大船渡市の基幹産業であるが、水産流通加工業は、その特性から大部分が沿岸低地に立地していたため、東日本大震災津波により冷蔵施設、凍結施設、加工施設の多くが流出・損壊した。現在、各種補助・支援制度、民間支援などにより各水産流通加工業者が復旧を進めているところであるが、震災から 2 年を経過した現時点において、水産物の取扱能力の復旧の進捗状況は復旧前の 7 割～8 割程度にとどまっている。</p> <p>※区域の被害状況も記載して下さい。</p> | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | |
| <p>水産流通加工施設前面の防潮堤は災害復旧事業において復旧工事が実施されるが、民間団体等が所有する水産流通加工施設本体については、災害復旧事業の対象とされていない。</p> <p>※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。</p> | | | | | |
| 関連する基幹事業 | | | | | |
| 事業番号 | | | | | |

| | |
|-----------|--|
| 事業名 | |
| 交付団体 | |
| 基幹事業との関連性 | |
| | |

(様式 1-3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|---|------------|-----|----------------------------|------------|-------|
| NO. | 56 | 事業名 | 学校施設環境改善事業(学校給食施設の改築)(共同分) | 事業番号 | A-2-1 |
| 交付団体 | 市 | | 事業実施主体(直接/間接) | 市(直接) | |
| 総交付対象事業費 | 95,164(千円) | | 全体事業費 | 95,164(千円) | |
| 事業概要 | | | | | |
| <p>津波により被災した赤崎学校給食共同調理場を、他の調理場(猪川小学校調理場、第一中学校調理場(地震により被災)、立根共同調理場、越喜来共同調理場(地震により被災))と統合して移転復旧を行うため、災害復旧事業と併せて災害復旧事業の対象とならない分(必要面積一保有面積)を復興交付金で整備する。</p> <p>新施設は、市内の調理場を移転統合・大規模化するとともに、復興事業により整備される浦浜仲地区の道路等を活用することで、市内各学校の給食に係る資材調達・調理・配達や、震災時の炊き出し・避難拠点施設への配達を効率的に行うことなどを目的に、復興まちづくりの一環として整備するものである。</p> <p>また、地震により被災した第一中学校調理場、越喜来共同調理場については、耐震性がない状態であり、両施設で給食を提供(調理)しながら耐震補強等工事を行うことは困難であることも、移転復旧が必要な理由の一つである。</p> <p>(【第 8 回】建設工事費に文科省災害査定単価(370.5 千円/㎡)を反映し 24,750 千円を追加。)</p> <p>【復興計画における位置づけ】</p> <p>第 2 章 復興における課題、目標及び方針・施策 1 市民生活の復興</p> <p>・被災した教育施設の再建などにより、教育機会の確保を図ります。</p> <p>※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください</p> | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | |
| <p><平成 24 年度></p> <p>建物の基本設計及び実施設計業務を委託する。</p> <p><平成 25 年度></p> <p>建設工事を実施する。</p> <p>附帯・自家発電・排水処理設備を整備する。(第 5 回において追加)</p> | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | |
| <p>赤崎学校給食共同調理場は、津波により全壊となるなど甚大な被害を受け、高台などの安全な場所への移転復旧が必要となった。</p> <p>なお、赤崎学校給食共同調理場は、文部科学省において、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法第 5 条に規定する原形に復旧することが著しく不相当である場合」と判断されている。</p> <p>【赤崎地区の被害状況】 死者・行方不明者 60 名 被災家屋等 676 件 (H23.5.27 時点)</p> <p>※区域の被害状況も記載して下さい。</p> | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | |
| <p>公立学校施設災害復旧事業において、平成 24 年度～平成 25 年度に調理場の建設等を行う。</p> <p>※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。</p> | | | | | |
| 関連する基幹事業 | | | | | |
| 事業番号 | | | | | |
| 事業名 | | | | | |
| 交付団体 | | | | | |
| 基幹事業との関連性 | | | | | |
| | | | | | |

(様式 1-3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|---|------------|-----|----------------------------|------------|-------|
| NO. | 57 | 事業名 | 学校施設環境改善事業(学校給食施設の改築)(自校分) | 事業番号 | A-2-2 |
| 交付団体 | 市 | | 事業実施主体(直接/間接) | 市(直接) | |
| 総交付対象事業費 | 52,601(千円) | | 全体事業費 | 52,601(千円) | |
| 事業概要 | | | | | |
| <p>津波により被災した赤崎学校給食共同調理場を、他の調理場(猪川小学校調理場、第一中学校調理場(地震により被災)、立根共同調理場、越喜来共同調理場(地震により被災))と統合して移転復旧を行うため、災害復旧事業と併せて災害復旧事業の対象とならない分(必要面積一保有面積)を復興交付金で整備する。</p> <p>新施設は、市内の調理場を移転統合・大規模化するとともに、復興事業により整備される浦浜仲地区の道路等を活用することで、市内各学校の給食に係る資材調達・調理・配達や、震災時の炊き出し・避難拠点施設への配達を効率的に行うことなどを目的に、復興まちづくりの一環として整備するものである。</p> <p>また、地震により被災した第一中学校調理場、越喜来共同調理場については、耐震性がない状態であり、両施設で給食を提供(調理)しながら耐震補強等工事を行うことは困難であることも、移転復旧が必要な理由の一つである。</p> <p>(【第 8 回】建設工事費に文科省災害査定単価(370.5 千円/㎡)を反映し 13,682 千円を追加。)</p> <p>【復興計画における位置づけ】</p> <p>第 2 章 復興における課題、目標及び方針・施策 1 市民生活の復興</p> <p>・被災した教育施設の再建などにより、教育機会の確保を図ります。</p> <p>※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください</p> | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | |
| <p><平成 24 年度></p> <p>建物の基本設計及び実施設計業務を委託する。</p> <p><平成 25 年度></p> <p>建設工事を実施する。</p> <p>附帯・自家発電・排水処理設備を整備する。(第 5 回において追加)</p> | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | |
| <p>赤崎学校給食共同調理場は、津波により全壊となるなど甚大な被害を受け、高台などの安全な場所への移転復旧が必要となった。</p> <p>なお、赤崎学校給食共同調理場は、文部科学省において、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法第 5 条に規定する原形に復旧することが著しく不相当である場合」と判断されている。</p> <p>【赤崎地区の被害状況】 死者・行方不明者 60 名 被災家屋等 676 件 (H23.5.27 時点)</p> <p>※区域の被害状況も記載して下さい。</p> | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | |
| <p>公立学校施設災害復旧事業において、平成 24 年度～平成 25 年度に調理場の建設等を行う。</p> <p>※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。</p> | | | | | |
| 関連する基幹事業 | | | | | |
| 事業番号 | | | | | |
| 事業名 | | | | | |
| 交付団体 | | | | | |
| 基幹事業との関連性 | | | | | |
| | | | | | |

(様式 1-3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|--|--------------|----------------|-------------------|------|---------|
| N0. | 108 | 事業名 | 防災集団移転促進事業 (佐野地区) | 事業番号 | D-23-16 |
| 交付団体 | 市 | 事業実施主体 (直接/間接) | 市 (直接) | | |
| 総交付対象事業費 | 270,248 (千円) | 全体事業費 | 270,248 (千円) | | |
| 事業概要 | | | | | |
| 移転戸数 5 戸 (変更前 6 戸) ① 集団移転事業に係る住宅団地の用地取得及び造成 ② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助 ③ 移転跡地の用地の買い取り ④ 移転者の移転費用の補助 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | |
| <平成 24 年度> ① 地域等の合意形成 <平成 25 年度> ② 住宅団地の用地取得 ③ 集団移転事業に係る住宅団地の造成 <平成 26 年度> (年度変更) ④ 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助 ⑤ 移転跡地の用地の買い取り ⑥ 移転者の移転費用の補助 | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | |
| 東日本大震災の津波により、佐野地区では 135 戸のうち 39 戸が被災したところであるが、本事業の実施により、津波被害で居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団移転の促進を行うものである。 ※区域の被害状況も記載して下さい。 | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | |
| なし | | | | | |
| ※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。 | | | | | |
| 関連する基幹事業 | | | | | |
| 事業番号 | | | | | |
| 事業名 | | | | | |
| 交付団体 | | | | | |
| 基幹事業との関連性 | | | | | |
| | | | | | |

(様式 1-3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|--|--------------|----------------|-------------------|------|---------|
| N0. | 111 | 事業名 | 防災集団移転促進事業 (清水地区) | 事業番号 | D-23-19 |
| 交付団体 | 市 | 事業実施主体 (直接/間接) | 市 (直接) | | |
| 総交付対象事業費 | 363,284 (千円) | 全体事業費 | 363,284 (千円) | | |
| 事業概要 | | | | | |
| 移転戸数 6 戸 (変更前 7 戸) ① 集団移転事業に係る住宅団地の用地取得及び造成 ② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助 ③ 移転跡地の用地の買い取り ④ 移転者の移転費用の補助 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | |
| <平成 24 年度> ① 地域等の合意形成 <平成 25 年度> ② 住宅団地の用地取得 ③ 集団移転事業に係る住宅団地の造成 <平成 26 年度> (年度変更) ④ 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助 ⑤ 移転跡地の用地の買い取り ⑥ 移転者の移転費用の補助 | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | |
| 東日本大震災の津波により、清水地区では 59 戸のうち 36 戸が被災したところであるが、本事業の実施により、津波被害で居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団移転の促進を行うものである。 ※区域の被害状況も記載して下さい。 | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | |
| なし | | | | | |

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

| | |
|-----------|--|
| 関連する基幹事業 | |
| 事業番号 | |
| 事業名 | |
| 交付団体 | |
| 基幹事業との関連性 | |
| | |

(様式 1-3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|--|--------------|-----|----------------|----------------|--------|
| N0. | 127 | 事業名 | がけ地近接等危険住宅移転事業 | 事業番号 | D-13-1 |
| 交付団体 | 市 | | 事業実施主体 (直接/間接) | 市 (直接) | |
| 総交付対象事業費 | 707,400 (千円) | | 全体事業費 | 1,179,000 (千円) | |
| 事業概要 | | | | | |
| 災害危険区域からの移転を行う者に補助金の交付 (平成 25 年度 30 件 平成 26・27 年度 各 60 件) | | | | | |
| (1) 除去等費 | | | | | |
| 危険住宅の撤去費、動産移転費、仮住居費、跡地整備費等 | | | | | |
| (2) 建設助成費 | | | | | |
| 危険住宅に代わる新たな住宅の建設のため、金融機関等から融資を受けた場合の利息補給 | | | | | |
| ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | |
| <平成 25 年度> | | | | | |
| 移転される世帯から提出される交付申請書の審査及び補助金交付事務 | | | | | |
| <平成 26 年度> | | | | | |
| 移転される世帯から提出される交付申請書の審査及び補助金交付事務 | | | | | |
| <平成 27 年度> | | | | | |
| 移転される世帯から提出される交付申請書の審査及び補助金交付事務 | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | |
| 建築基準法第 40 条の規定に基づき、東日本大震災を教訓として、今後、同程度の津波が発生した場合でも、住民の生命や財産を守り、地域全体で減災を目指すため、浸水した区域などを災害危険区域に指定し、住宅などの建築を制限する。 | | | | | |
| ※区域の被害状況も記載して下さい。 | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | |
| なし | | | | | |

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

| | |
|-----------|--|
| 関連する基幹事業 | |
| 事業番号 | |
| 事業名 | |
| 交付団体 | |
| 基幹事業との関連性 | |
| | |

(様式 1-3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|---|--------------|----------------|-------------------|------|-------|
| N0. | 130 | 事業名 | 越喜来地区漁業集落防災機能強化事業 | 事業番号 | C-5-2 |
| 交付団体 | 市 | 事業実施主体 (直接/間接) | 市 (直接) | | |
| 総交付対象事業費 | 479,600 (千円) | 全体事業費 | 580,400 (千円) | | |
| 事業概要 | | | | | |
| <p>東日本大震災による津波被害を受けた越喜来地区において、当該地区の円滑かつ迅速な復興を図るため、漁業集落排水施設や水産飲雑用水施設等の衛生関連施設と津波避難道路、漁業集落道及び防災安全施設等の防災関連施設を整備し、住民の住宅再建を図るための安全性と快適な生活環境を確保すると共に、地域水産業の再生を図る。</p> | | | | | |
| ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | |
| <p><平成 25 年度> 災害復旧事業、防災集団移転促進事業等との整合を図りつつ、被災を受けた各施設の測量調査設計を行ない漁業集落の再建を目指した計画を住民の合意形成を図りながら策定する。</p> <p><平成 26 年度> 詳細設計及び、開発許可等の諸手続きを完了した後、津波シミュレーション結果に基づく安全な高さまで住宅用地の嵩上げを行ない、併せて生活道路、排水路等の整備を実施する。</p> | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | |
| <p>越喜来地区は、東日本大震災により、最大 13.5m の津波に襲われ、131 戸の住宅が全半壊等の被害を受けた。また、漁港施設、荷捌所や漁船、ホタテ、ワカメ等の養殖施設など水産関係施設は壊滅的な被害を受けた。このため、当該集落の今後のまちづくりにおいては、浸水想定区域は一定の安全性を確保したうえで、水産共同倉庫や共同作業場、漁具干場などの水産施設、公園等の適正配置による土地利用を推進するほか、県道嵩上げにより浸水想定区域外となる区域については、土地の嵩上げを行い、安全を確保し、被災者の住宅、地域コミュニティ施設の再建を図り、漁業集落の復興を図る事業である</p> <p>※区域の被害状況も記載して下さい。</p> | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | |
| <p>漁港災害復旧事業 (漁港施設及び海岸施設) 県道崎浜港線及び大船渡綾里三陸線の道路事業 防災集団移転促進事業</p> | | | | | |

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

| | |
|-----------|--|
| 関連する基幹事業 | |
| 事業番号 | |
| 事業名 | |
| 交付団体 | |
| 基幹事業との関連性 | |
| | |

(様式 1-3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|----------|-------------|-----|-----------------|-------------|----------|
| N0. | 136 | 事業名 | 大船渡市魚市場共用施設整備事業 | 事業番号 | ◆C-7-1-2 |
| 交付団体 | 市 | | 事業実施主体 (直接/間接) | 市 (直接) | |
| 総交付対象事業費 | 27,304 (千円) | | 全体事業費 | 27,304 (千円) | |

事業概要

新大船渡魚市場整備事業(製氷施設整備等)の効果促進事業として、次の事業を実施する。
共用施設整備事業
水産業の振興に資する施設として、大船渡市魚市場へ水揚げのため寄港する漁船乗組員の共用施設を整備するもの。
《施設概要》
・構造：木造平屋建
・面積：40.8 坪 (135 m²)
・用途：共用施設 (休憩室、シャワー室、トイレ等)

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成 26 年度>
共用施設の設計及び建設工事に着手・完成

東日本大震災の被害との関係

水産業は大船渡市の基幹産業であり、高度衛生管理に対応した三陸地域の水産流通拠点として、新大船渡市魚市場を水産基盤整備事業により建設していたが、建設途上で東日本大震災津波により被災した。このことから、復興計画搭載事業として、被災個所の手戻り復旧工事及び残工事を実施し、平成 26 年 3 月の完成を目指している。
また、水産業の復興のためには、水産流通加工業の復興が不可欠であり、加工原料となるサンマ、サバ等の水揚げ量を安定的に確保する必要があるが、これらの魚種は県外を母港とする廻来船の水揚げが主となっているため、市や水産関係団体が協力し、廻来漁船の誘致活動を実施しているところである。
しかし、県内他主要魚市場(久慈、宮古、釜石)には漁船乗組員が利用できる共用施設等(シャワー室、トイレ等)が整備されているのに対し、現大船渡市魚市場に整備されていた同様の施設及び近隣の民間入浴施設が震災により被災していることから、漁船乗組員が不便を強いられている現状であり、漁船誘致の観点から整備を求められている。
このことから、現施設の被害規模の範囲内において新大船渡市魚市場に隣接した漁船乗組員の共用施設として休憩室等を整備し、当市水産業の復興を目指すものである。
※区域の被害状況も記載して下さい。

関連する災害復旧事業の概要

なし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

| | |
|-----------|----------------------|
| 関連する基幹事業 | |
| 事業番号 | C-7-1 |
| 事業名 | 新大船渡魚市場整備事業(製氷施設整備等) |
| 交付団体 | 大船渡市 |
| 基幹事業との関連性 | |

基幹事業では、新大船渡市魚市場に製氷施設や一時保管冷蔵庫を整備することとしており、水揚げの増強を促進し、水産業の早期復旧・復興を図るものである。これに併せて共用施設を整備することにより、大船渡市魚市場への漁船誘致が促進され、水産業の早期復旧・復興が図られる。

(様式 1-3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|---|-------------|-----|----------------------|-------------|----------|
| NO. | 137 | 事業名 | 災害公営住宅防災行政無線受信環境整備事業 | 事業番号 | ◆D-4-3-1 |
| 交付団体 | 市 | | 事業実施主体 (直接/間接) | 市 (直接) | |
| 総交付対象事業費 | 20,903 (千円) | | 全体事業費 | 89,065 (千円) | |
| 事業概要 | | | | | |
| <p>住民等への防災情報の伝達は、市の責務であり、地域防災計画においても、防災行政無線の整備等により情報伝達手段の確保に努めることとしている。このため、防災行政無線屋外拡声子局や各家庭、公共施設等の屋内においても防災行政無線の放送を聞くことができる防災行政無線戸別受信機の整備に努めているところである。</p> <p>今回整備される災害公営住宅は、東日本大震災の被災者が入居するものであることから、災害から安全・安心な生活を確保することは、被災者の生活の安定を図るためにも特に重要であることから、地形的条件や建築構造により、電波受信状況が不安定な災害公営住宅に、アンテナ設備等を設置することにより、防災行政無線の放送を聞くことができる環境を整備するものである。</p> <p>※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください</p> | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | |
| <p>災害公営住宅 727 戸 (市整備 220 戸・県整備 507 戸) に防災行政無線の受信環境を整備する。盛中央団地は、既存 RC 建築物で集合アンテナ整備が困難なことから、戸別に対応。田中東団地は、木造建築で防災行政無線の受信環境が良好なことから、整備不要。</p> <p><平成 26 年度></p> <p>○災害公営住宅 (市整備分) 宇津野沢団地 (20 戸)、赤沢団地 (23 戸)、上山団地 (11 戸)、平林団地 (11 戸)</p> <p>○災害公営住宅 (県整備分) 長谷堂団地 (53 戸)、下欠団地 (33 戸)、清水団地 (30 戸)</p> | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | |
| <p>東日本大震災では、津波により防災行政無線屋外拡声子局が流失し、住民等への情報伝達が十分ではなかったことから、情報伝達手段を強化するため、各家庭、公共施設等に防災行政無線戸別受信機の整備に努めている。</p> <p>※区域の被害状況も記載して下さい。</p> | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | |
| <p>平成 23 年度消防防災施設災害復旧費補助金及び消防防災設備災害復旧費補助金を活用し、市全体の防災行政無線システムをデジタル通信方式により復旧</p> <p>※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。</p> | | | | | |
| 関連する基幹事業 | | | | | |
| 事業番号 | D-4-3 | | | | |
| 事業名 | 災害公営住宅整備事業 | | | | |
| 交付団体 | 大船渡市 | | | | |
| 基幹事業との関連性 | | | | | |
| 災害公営住宅に防災行政無線の受信環境を整備することにより、入居者の安心・安全な生活の確保を図る。 | | | | | |

(様式 1-3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|---|-------------|-----|--------------------|-------------|----------|
| NO. | 138 | 事業名 | 上平地区災害公営住宅関連道路改良事業 | 事業番号 | ◆D-4-4-4 |
| 交付団体 | 市 | | 事業実施主体 (直接/間接) | 市 (直接) | |
| 総交付対象事業費 | 59,000 (千円) | | 全体事業費 | 59,000 (千円) | |
| 事業概要 | | | | | |
| <p>東日本大震災により甚大な被害を受けた大船渡市沿岸部において、住宅を失った被災者の移住の安定及び恒久的な住宅の供給を図るため、防災集団移転促進事業や災害公営住宅整備事業を推進している。</p> <p>当該事業は、災害公営住宅 (上平地区) の整備に伴い、駐車場出入りで車の通行が増えることから、すれ違い困難な幅員 3.2m~4.0mの敷地部に接する道路を 5mに拡幅整備するものである。</p> | | | | | |
| ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | |
| <平成 26 年度> | | | | | |
| ・測量及び設計 : 1 式 (6,000 千円) | | | | | |
| ・用地補償 : 1 式 (4,000 千円) | | | | | |
| ・工事施工 : L=120m (49,000 千円) | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | |
| <p>東日本大震災により住宅を失った被災者の居住の安定を図るための、災害公営住宅の建設に伴い、敷地部に接する道路 (市道) を整備する。</p> <p>※区域の被害状況も記載して下さい。</p> | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | |
| | | | | | |

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

| | |
|---|------------|
| 関連する基幹事業 | |
| 事業番号 | D-4-4 |
| 事業名 | 災害公営住宅整備事業 |
| 交付団体 | 県 |
| 基幹事業との関連性 | |
| <p>災害復興公営住宅の整備と併せ、入居者の生活環境に配慮した整備を行い、安全・安心な住まいの確保を行う。</p> | |